

2014

Sep, Vol. 161

News Letter

— 目次 —

The logo consists of the letters 'Ba' in a stylized, red, serif font.

Plaza-i 消費税改正による運用考察(8%施行後)

非機能要求の(再)定義のすすめ

テスト自動化のための運用考察

ワンソースの効果

WF(ワークフロー)機能追加

最新の Plaza-i バージョン情報

所得拡大促進税制

遺言書について

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4階
株式会社ビジネス・アソシエーツ TEL03-5715-3315 FAX03-5715-3318
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

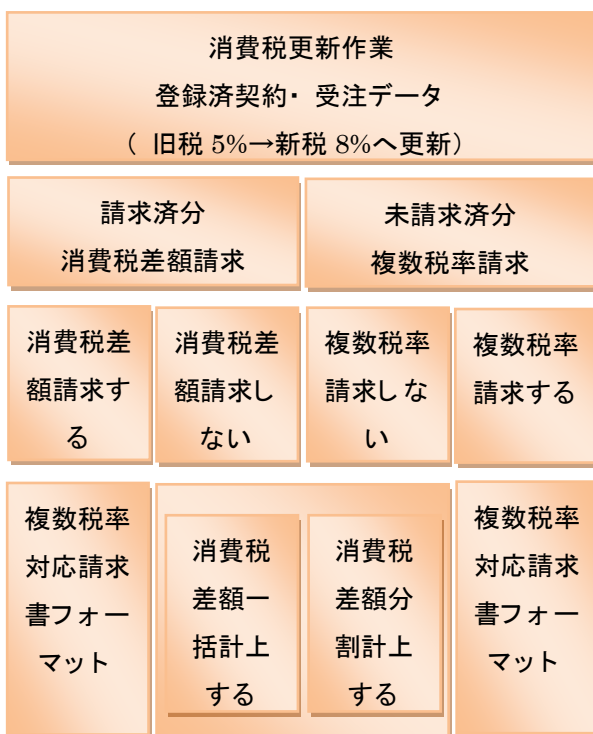
Plaza-i消費税改正による運用考察 (8%施行後)

はじめに

2014年4月消費税改正8%施行から半年が経過しましたが、来年2015年10月には10%増税が予定されています。8%増税の経験を踏まえて、10%増税へ向けて早目に対応方針など再確認をされることをお勧めします。今回は、経過措置対象外となった保守契約ビジネスを例に、8%増税時の対応結果について考察してみました。

概要

●消費税改定前準備チェック項目



- ①未請求分契約に対する新税率請求書発行方針
 - ・複数税率請求書を発行する
 - ・複数税率請求書を発行しない
- ②請求済契約に対する消費税差額の請求方針
 - ・消費税差額請求する
 - ・消費税差額請求しない
- ③消費税差額請求する場合の会計処理方針

- ・請求時期の検討(施行月・次回請求時等)
 - ・請求書表記の検討(赤黒形式・差額形式等)
- ④消費税差額請求しない場合の会計処理方針
 - ・勘定科目の検討(雑損・租税公課等)
 - ・計上時期の検討(新税施行月・その他)
 - ・計上期間の検討(一括計上・分割計上)
 - ⑤消費税差額更新作業時期
 - ・消費税差額請求する場合の時期(遅くとも新税施行月前月迄に実施)
 - ・消費税差額請求しない場合の時期(遅くとも新税施行月迄に実施)
 - ⑥新税率のマスター登録時期(消費税率マスター)
 - ・消費税コードマスター(確定後いつでも可)
 - ・消費税率マスター(SVC消費税差額更新作業の実施月に登録)

●消費税差額の請求書発行処理

①消費税差額後追い請求の場合

- ・8%増税前に旧税率5%で請求書を発行した場合の例

契約期間: 2013/05/01~2014/04/30分

商品	金額	税額	税率	小計
保守契約	120,000	6,000	5%	126,000
		→①12ヶ月分		
合計	120,000	6,000		126,000

- ・後追い請求: 消費税差額分を”赤黒伝票方式”で請求書を発行した場合の例

契約期間: 2013/05/01~2014/04/30分

商品	金額	税額	税率	小計
保守契約	-120,000	-6,000	5%	-126,000
		→②赤: 12ヶ月分		
保守契約	110,000	5,500	5%	115,500
		→③黒: 11ヶ月分		
保守契約	10,000	800	8%	10,800
		→④黒: 1ヶ月分		
合計	0	300		300

- ②通常請求の場合(単一税率・複数税率混在)
 ・2014年4月8%増税 複数税率混在 5%・8%)
 請求書の例

契約期間: 2013/09/01~2014/08/31分

商品	金額	税額	税率	小計
保守 契約	70,000	3,500 →①7月分(5%)	5%	73,500
保守 契約	50,000	4,000 →②5ヶ月分(8%)	8%	54,000
合計	120,000	7,500		127,500

- ・次の単一税率(8%)請求書の例

契約期間: 2014/09/01~2015/08/31分

商品	金額	税額	税率	小計
保守 契約	120,000	9,600 →③12ヶ月分(8%)	8%	129,600
合計	120,000	9,600		129,600

- ・2015年10月10%増税: 複数税率混在(8%・10%)請求書の例

契約期間: 2015/09/01~2016/08/31分

商品	金額	税額	税率	小計
保守 契約	10,000	800 →④1ヶ月分(8%)	8%	10,800
保守 契約	110,000	11,000 →⑤11ヶ月分(10%)	10%	121,000
合計	120,000	11,800		131,800

●消費税差額の会計処理例

例は、2014年4月上売分の消費税差額を後追い請求した場合の会計仕訳について説明します。

①2014/02/01: 2014/04 売上分(5%)の前受請求書を発行。会計仕訳は発生しない。

・2014/03/31: 2014/04 売上分(5%)の入金

借方		貸方	
普通預金	10,500	前受金	10,500

②新税率適用のためにシステム更新作業実施(2014/04以降の売上計上の税率は、5%→8%

へ更新されます。)

③2014/04/30: 2014/04 売上分(8%)の売上計上処理(消費税差額+300円)

借方		貸方	
前受金	10,500	売上高	10,800
売掛金	300		

④2014/04/30: 2014/04 売上分の消費税差額 + 300)の請求書を発行。会計仕訳は発生しない。

⑤2014/05/31: 2014/04 売上分の消費税差額 + 300)の入金時処理

(1) 差額請求を行った場合

借方		貸方	
普通預金	300	売掛金	300

(2) 差額請求を行わなかった場合

借方		貸方	
雑損・租税 公課等	300	売掛金	300

●2015年10月10%増税に向けての準備

- ・消費税改正ロードマップ例



おわりに

来年に控えた 2015 年 10 月消費税率 10%増税に向けて、ご参考になればと思います。本件に関するご意見、ご相談などございましたら、是非弊社サポート担当までご一報下さい。

弊社 facebook サイト もご参照下さい。

<https://www.facebook.com/Business.Associates/>

非機能要求の(再)定義のすすめ

毎度 Plaza-i をご利用いただき、ありがとうございます。

本稿では、日々ご利用いただいている Plaza-i システムを含む情報システムについての「非機能要求」について、ご紹介したいと思います。

なお、本稿では「要求」と「要件」の意味は、一般的な定義に倣い、業務上の観点からのシステムに対する要求事項（「～したい」「～が必要」）を「要求」、それらの「要求」事項を実現するためにシステムに必要な機能・性能等を「要件」という意味で使用します。

非機能要求とは

情報システムは、（企業の経営目標を達成するための、）業務活動を実現するために利用しますが、この業務活動を実現するために必要な機能を「機能要求」といいます。例えば、見積、受注、出荷、売上計上などの販売管理機能、発注、仕入、仕入付随費用などの購買管理機能、請求、入金、売掛金などの債権管理機能といった機能、また、それらの個別機能に対する、さらに詳細な仕様の要求を、「機能要求」（「機能要件」）といえます。

一方、「非機能要求」は、情報システムに対する、機能要求以外の要求事項のことをいいます。

例えば「システムサービス (Plaza-i 利用時間) は、平日は朝 8 時から夜 20 時まで利用したい、システムメンテナンス時間は、平日夜 20 時以降及び休日」「平日深夜 25 時からシステムバックアップ取得時間としたい」「システム障害が発生した場合は、4 時間以内に、復旧してほしい」「データは最低 5 年分は蓄積し、必要に応じて参照したい」「現在のユーザ数・

年間取引量が 2 倍に増加しても対応可能な拡張性及び性能は確保しておきたい」「システム稼働中は、技術的・専門的なサポートをしてほしい」など。

情報システムは、その直接的な利用目的に対する機能（「機能要件」）が備わっていることが必要ですが、それだけでは、情報システムを利活用することはできません。利用目的に合致したサービスを、安定的かつ長期的に提供するための付帯する事項が調っているからこそ、利活用することができます。

車に例えると、移動や輸送に関する機能が、いわゆる機能要求。燃費、デザイン、安全性、低公害、車検、保険、メンテナンスサービス、使用年数、耐用年数などが非機能要求といったところでしょうか。

家に例えると、台所、風呂、居間、ベランダなど、主に生活に関する機能が機能要求とすると、日当たり、駅近、生活圏内の買い物施設、治安、自然などの環境、定期メンテナンス、耐震性などが非機能要求といったところでしょうか。

それぞれ、「予算 (値段)」も、非機能要求の一つということができます。

非機能要求の(再)定義のすすめ

独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) のソフトウェア・エンジニアリング・センター (SEC) が、2010 年に「非機能要求グレード」（以下『非機能要求グレード』）という、情報システムに対する非機能要求を、網羅的かつ体系的に定義するためのガイドを公表しています。
(<http://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/reports/20100416.html>)

非機能要求は、前述の通り「情報システムに対する機能要求以外の要求事項」であり、その意味や定義が広範囲であり漠然としていますが、『非機能要求グレード』は、そうしたあいまいな「非機能要求」を、「可用性」「性能・拡張性」「運用・保守性」「移行性」「セキュリティ」「システム環境・エコロジー」という 6 つの大項目 (中項目 27、小項目 55、指標 92 項目) に整理し、社会的影響度の度合いによる 3 つのモデルシステム別に、特徴的な要求事項の例を一覧にまとめています。

同ガイドは、システム基盤を企画・計画・調達・構築する、いわゆる上流工程で利用することを想定していますが、現在利用している情報

システムに対しての要求事項やサービスレベルを整理、再定義する目的でも十分に利用することができます。

そこで、現在ご利用の **Plaza-i** を含む情報システムについて、『非機能要求グレード』のようなガイドを利用して、現時点での情報システムに対する要求事項、実現しているサービスレベルを整理、再定義されてみてはいかがでしょうか。

ERP パッケージを含む情報システムを、業務を実現するためのツールとしてではなく、現在および将来拡大していく業務を実現するためのシステムサービスを提供する「装置」（＝ビジネスプラットフォーム）であると位置付け、現状よりも、より戦略的、効果的、積極的に活用することを目的に、現状の再定義をするわけです。

こうした現状の再定義は、(近い) 将来、システム拡張・増強のための積極的な投資をする上でも、多くの有用な情報を提供することができるものと思います。

Plaza-i ユーザの皆様におかれましても、ぜひ一度ご検討されてみてはいかがでしょうか。

現状の**Plaza-i**システムに対する機能及び非機能に関する要求事項の整理、再定義の支援をご要望の際は、御手数でございますが、弊社営業担当または[弊社HP](#)までご連絡ください。

テスト自動化のための運用考察

前回のテーマ「テスト自動化ツールの選定」の次の段階として、製品の品質向上のため、テスト自動化を成功させるための運用について弊社の事例を踏まえながら考えます。

自動テスト用データの作成

弊社製品である **Plaza-i** はデータベースアプリケーションであり、想定されたマスターデータが入力されていないと手動テストすら不可能です。

自動テストでエラーが発生した場合、テスト担当者はエラー原因の調査に時間を費やします。そしてアプリケーションの不具合やテストスクリプトの不備以外の原因として挙げられるのがデータ変更です。

つまりテスト記録時と再生時でマスターデータが異なると、たとえ同じバージョンのアプリ

ケーションをテストしていても、ある日突然余計なメッセージが表示されテスト中断となる可能性があります。

マスターデータを変更するという動作をテストに含めるのは煩雑のため、できる限りどのような業務形態にも対応できるようなデータが望ましいです。

想定されたデータが含まれている環境、例えば製品のデモ環境等を複製して、他の人にデータ変更させない自動テスト専用のデータを作成します。

自動化されたテストが増えていくと、それだけ自動テスト時のエラー調査にかかる時間が増えていくので、このことは非常に大切であると考えます。

自動テストで入力する値

Plaza-i でいう取引先コードや商品コードなど、固定されたコードで且つトランザクションテーブルのキーとなるようなコードを入力するときは、独自に自動テスト専用のコードを用意し入力します。

これは自動テスト用データ複製元環境内でのデータ処理により、自動テスト用データ再作成時にエラー、例えば支払済みや請求締めメッセージを回避させるのが目的です。

また本締め済みメッセージ対策として、固定させた日付は入力せず、本日の日付やデフォルトで入力された他の項目の日付を利用します。

自動化を優先すべきテスト項目

数多くのテストケースから、優先的にテスト自動化していく項目を選択するのは非常に悩むところです。

参考として他のテスト自動化書籍で多く挙げられているのは、繰り返し行うテスト（回帰テスト）、仕様変更される頻度が少ない（メンテナンスが少ない）テスト等でしょう。

弊社では想定された運用方法による入力についての保証を行うという方針を踏まえております。

つまりユーザーズガイドに記載されている、**[OG]** (節)・○○の入力例 (節) の動作を優先的に自動化させていくことを目指しております。

ワンソースの効果

日々Plaza-i をご利用いただきありがとうございます。ビジネス・アソシエイツも今年で創業 27 年。Plaza-i ユーザの中には 10 年、15 年と長くお使い頂いている方々も多くいらっしゃいます。ちょうどビジネス・アソシエイツが「ワンソース」の方針を本格的に提案しはじめた頃 Plaza-i を選択いただいたユーザ方です。こちらのユーザ様は現在に至るまでにサーバの入替えを複数回、追加カスタマイズや税制改正でバージョンアップを複数回実施。会社規模も導入当初から大きく成長し処理データも大きくなるのにあわせて Plaza-i の利用範囲やモジュール構成も幅が広がっていきました。

さらっと 15 年利用と行ってしまいましたが、実はシステム業界では 10 年、15 年と使い続けられるシステムというのは大変稀です。

多くのシステムベンダーは一つのバージョンをリリースすると、たいてい 5 年程度のサポート期間を設け、それ以降は保守を打ち切ります。より機能アップし、より最新の技術を取り入れた新バージョンを開発し、その機能が欲しかったらまた買ってください、というスタンスです。もし初期導入時に追加カスタマイズをするとそのバージョンだけ特別になってしまい、次のバージョンアップ時には導入当初と同程度～6割ぐらいの費用がかかるケースもあります。

ところがビジネス・アソシエイツはこうしたシステム業界の常識を覆し、使い続けて頂く限り保守料の範囲内でずっとサポートしていく方針をとっています。すなわち、カスタマイズをしても新機能追加してもすべて標準機能に組み込み、サーバや OS を変えても、税制が改正されても基本的にすべてバージョンアップで対応することで、カスタマイズ部分のブラックボックス化やシステム全体のレガシー化を防げる体制です。これが「ワンソース」の方針です。

ユーザへの大きなメリットとして、

コスト的メリット

前述の通りサーバ・OS の変更や税制改正にも通常バージョンアップで対応するためシステムの買い直しや開発し直しなどの費用が発生しません。

時間的メリット

保守切れやバージョンアップ不可能等の事情により、また一からシステムを選定し直す時間の削減。規模の大きい ERP 導入プロジェクトでは本稼働までに最低 1～2 年はかかります。

人的メリット

使い慣れたシステムをそのまま使い続けられるため、新システムの操作・フローを一から習得し直す必要も無く、現場担当者や管理者の新たな負担もありません。

冒頭でご紹介したユーザの方々も、システム本体に関わるバージョンアップ費用はいつも¥0 でした。

Plaza-i を使ってくださっているユーザの皆さまには営業段階から「ワンソース」のメリットをお伝えしてきましたが、まだ使い始めて年数のたっていないユーザの中にはこの「ワンソース」の方針に懐疑的な方もいらっしゃるかもしれません。ここであらためて 10 年、15 年と使い続けていただいているユーザの事例をご紹介することにより、皆さまにこれからも安心して使い続けていただけるのではないかと筆をとりました。

Plaza-i は長く使えば使うほど投資効果の高いシステムです。今後も品質向上と永年継続利用を目指し皆さまに愛される Plaza-i になれるよう日々精進していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

WF(ワークフロー)機能追加

はじめに

3 月に Plaza-i WF 機能のご紹介をしましたが、8 月にリリースしました Ver2.01.22 にて機能追加を行いましたので、今回はそのご紹介をしたいと思います。

手入力仕訳へのWF対応 (WF)

サブシステムから転送した仕訳や承認済みで仕訳取込を行なった場合は対象外になります

が、仕訳承認の WF 機能を搭載しました。金額は無関係に承認申請を行ない、権限者が申請に対して承認決裁を下すことで仕訳が承認されます。

メールの送信も可能です。

申請時：申請者→承認者

承認時：承認者→申請者

差戻し (WF)

これまでの WF 承認申請は、一度出してしまおうと承認権限者による「差戻し」を行なうことが出来ませんでした。Ver2.01.22 から差戻し処理が可能になりました。申請内容に不備があった場合、今後は「差戻し」を使用させていただくことで手間を減らすことが出来るでしょう。

代理承認 (WF)

承認者として指定された権限者に代わって、代理権限者が承認決裁を下すことができます。運用によっては恣意的な承認者指定を防ぐという側面もあります。自分の所属組織の上長への申請が最も一般的と思いますが、事情（長期不在など）でその承認者が承認決裁を下せない場合、申請者に承認者の変更を行なわせるのではなく、代理権限者の操作によって承認処理を行なうというものです。

承認者指定（プッシュ）型 WF の長所は、部署移動が頻繁に行なわれてもマスターメンテナンスが容易である点が挙げられます。一方で、コストをかけてでも細かくマスターをセットアップ（メンテナンス）し、承認者の指定をシステムに自動選出させる運用もあると思います。後者の運用方法をとる場合、この代理承認機能を利用することで、承認者として指定された者、実際に決裁を下した者（代理者）の記録をシステムに残すことが可能になります。

申請を出した時点で申請元伝票の編集ロック (共通)

Ver2.01.22 からは申請後の編集ロックを標準機能として搭載しました。伝票入力を完了させた段階に必要な承認決裁を得る手順になります。権限者が承認決裁を下した後はまた編集が可能になります。もちろん、また申請が必要になった場合は再度申請を行ないます。

・ Ver1.0 従来からの個別承認申請機能

申請者による「申請の取下げ」が可能です。従来は申請後も編集可能であったため、オペミスのときにも柔軟に対応できました。今後はこの取下げ機能を併せてご利用いただくことで、セキュリティと実務に強い個別承認申請機能になります。

・ WF

申請の取下げは行なえません。申請後にオペミスに気付いたなどの場合は、既述の「差戻し」機能をご利用ください。

GPMポータル承認状況タブの廃止 (WF)

3月のときにも少し触れましたが、WF 機能は GPM 一般購買にて先行して搭載された機能です。Ver2.01.22 では、申請者が自分の挙げた申請データの状況を確認したり、承認者が自分宛での申請データを確認・承認したりする共通メニューが用意されていますが、後者と全く同じ機能を有したタブがこれまでの GPM ポータル画面には存在しました（承認状況タブ）。Ver2.01.22 からはそのタブを廃止しましたので、今後は、共通メニューにて処理していただくこととなります。GPM ご利用のユーザー様は、ユーザー ID マスターの「メッセージ確認間隔」、「開封メッセージ表示区分」の設定をお願いいたします。

最新のPlaza-iバージョン情報

平成 26 年 9 月 8 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.22.10

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.81

なお、Plaza-i給与計算システムは弊社ホームページ（<http://www.ba-net.co.jp/>）NEWS and TOPICSにも掲載しております。

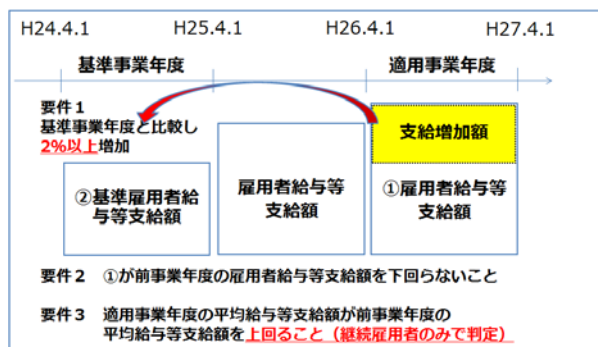
所得拡大促進税制

平成25年度の税制改正で創設された所得拡大促進税制につきまして、平成26年度の税制改正において適用要件の緩和が図られるとともに、適用期間が2年間延長されました。また、改正前の要件を満たさなかったため適用できなかった事業年度についても翌事業年度に上乗せ措置が設けられました。

今回は、制度概要、改正内容及び改正に伴う上乗せ措置について、3月決算法人を例にとってご説明致します。

(1) 税制の内容

青色申告法人が国内雇用者に対して支給した給与等について、以下の要件を満たす場合には、雇用者給与等支給増加額の10%（適用事業年度の法人税額の10%（中小企業者等の場合には20%）が限度）の税額控除が受けられるという制度です。



(2) 平成26年度の税制改正の内容

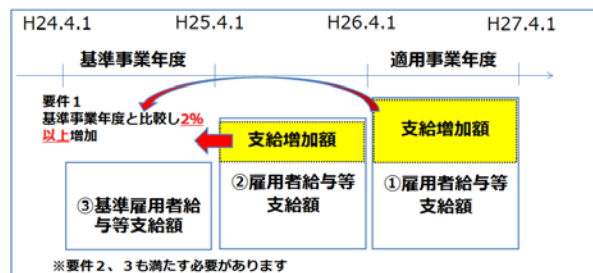
① 基準事業年度からの雇用者給与等支給額の増加要件が従来の5%から以下のとおり緩和されることとなりました

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
改正前	5%	5%	5%	なし	
改正後	2%	2%	3%	5%	5%

- ② 適用期限につきましても平成30年3月31日まで延長されることとなりました。
- ③ 要件3において平均給与等支給額が前事業年度より増加しているか判定する際に、継続雇用者に対する給与等支給額とその人数で平均給与等支給額を計算することとなりました。

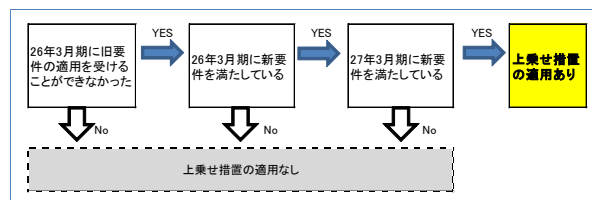
(3) 上乗せ措置

平成26年3月期で改正前の要件を満たさず適用を受けていない場合で、平成26年3月期につき改正後の要件を満たすときは、平成27年3月期に上乗せして控除することができます（ただし、平成27年3月期に要件を満たし適用を受ける場合に限りです）。



(留意点)

- 26年3月期が赤字で税額控除ができなくても27年3月期に上乗せ控除することはできません。ただし、26年3月期に旧要件を満たしている場合には27年3月期において上乗せ措置は適用できません。
- 平成26年3月期で雇用促進税制を適用している場合には上乗せ措置の適用はありません。
- 27年3月期で要件を満たさず適用を受けていない場合については、28年3月期において上乗せ措置の適用はありません。



(4) 終わりに

今回の税制改正により、給与増加率の要件が大幅に緩和され、適用を受けることができる企業が多くなりました。適用要件が複雑なため要件の詳細を事前に理解しておくことが必要です。

また、基準事業年度・前事業年度・当事業年度の給与等の金額を把握する必要があるため、事前に集計する等、決算前にあわてないような準備をしておくことが重要です。

遺言書について

平成 27 年 1 月 1 日以後の相続について、相続税の基礎控除が引き下げられ、課税対象者が大幅に増える見込みです。また遺産分割をめぐる裁判所の調停件数は増え続けており、今後ますます増加すると言われています。

一方、被相続人の遺産分割への意思が残された遺言書がある場合には、相続人間の争いを避ける手段となりえます。

今回は遺言書について解説致します。

1. 遺言書の効果

遺言書とは、人が自らの死後のために遺した文章を言います。

相続といえば、民法が定める法定相続分の規定が原則と考えている人が多いようですが、遺言書による指定がないときに限って、法定相続分に従って財産が分配されることとなります。

つまり民法では、遺言者の意思を尊重するため、遺言書による相続を優先させています。

2. 遺言書を書いた方がいい場合

遺言書がない場合には、法定相続分に従って財産が分配されますので、下記のような状況、思いがある方は、遺言書をお勧めします。

- ①面倒を見てくれた長男の嫁に財産をあげたい
- ②子供、両親もいないため妻に全財産を相続させたい
- ③内縁の妻、連れ子、お世話になった人に財産をあげたい
- ④再婚し先妻の子と後妻・後妻の子がいる場合
- ⑤離婚協議中の妻に相続させたくない場合
- ⑥相続させたい事業がある場合
- ⑦相続財産に不動産が多い場合

3. 遺言書の種類

(1) 公正証書遺言

公証人に作成してもらうため手続きが煩雑で、費用がかかりますが、原本が公証人役場に保管されるため、紛失、偽造等の恐れがなく、家庭裁判所の検認（遺言書の存在および内容を確認するための調査）手続きを受ける必要もありません。

通常、公証役場に出向いて作成しますが、病気等の場合には、自宅や病院へ公証人が出向いてくれることもあります。

(2) 自筆証書遺言

自ら記載し、保管するもので、秘密が守られ、費用がかかりません。しかし、紛失、隠匿、偽造等の恐れがあります。

自筆証書遺言は、遺言者が遺言の全文、日付および氏名を自署し、これに押印する必要があります。公証人による型式のチェックがありませんので、不備があると遺言全体が無効とされてしまう可能性があります。

また相続開始後、家庭裁判所で検認手続きを踏まなければなりません。

4. 遺言書作成時の留意点～遺留分について～

被相続人の財産のうち、兄弟姉妹を除く相続人が最低限確保できる相続財産に対する割合のことを遺留分と言います。

例えば相続人が配偶者と子供の場合の配偶者の遺留分は、遺留分の割合×法定相続分割合で $1/4$ となります。

遺留分を侵害された相続人は、侵害をした者に対し、遺留分の限度で財産の取戻しを求めることができます。

従って遺言書を書く場合には、遺留分を侵害しないように注意する必要があります。

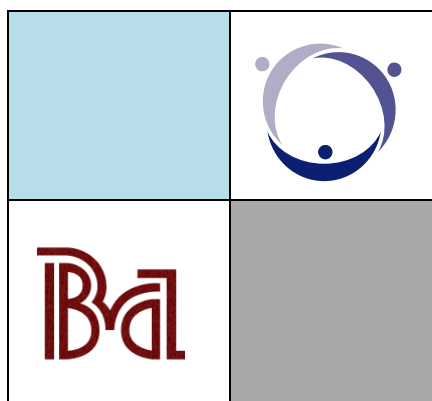
<遺留分の割合>

相続人	配偶者の遺留分	子の遺留分	直系尊属の遺留分
配偶者・子	1/4	1/4	
配偶者・直系尊属	1/3		1/6
配偶者・兄弟姉妹	1/2		
配偶者のみ	1/2		
子のみ		1/2	
直系尊属のみ			1/3

※兄弟姉妹には遺留分はありません。

5. 最後に

残された相続人がもめないためにも、また被相続人の思いを伝えるためにも遺言書の作成を検討されてもよろしいかと思われます。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>